令和９年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

固定資産税の対象となる償却資産（事業用資産）を所有されている方は、地方税法第 383 条の規定により、１月１日現在の所有状況を申告していただく必要があります。

申告書提出期限：令和９年２月１日（月）

※提出期限は２月１日（月）ですが、事務処理の都合上、**１月１４日（木）までの早期申告**に御協力ください。

★申告書等は、償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。

★同一市町村内にある本店・支店等、複数の事業所分は、１通にまとめてください。

★京都市に償却資産を所有されている方は、京都市所在分については京都市に申告書等を提出してください（京都地方税機構では受付できません）。

★申告書等の控えの返送を希望される場合は、必ず**申告書等の控え（写しをとったもの等）**及び**返信用封筒（切手貼付・宛名記入）**を同封してください。返信用封筒等の同封がない場合、返送いたしかねます。

★京都地方税機構へ提出する申告書には押印は不要です。

＊＊　申告時のお願い　＊＊

※京都地方税機構まで申告（郵送可）又は、償却資産が所在する市町村への電子申告をお願いいたします。
京都地方税機構については、裏表紙を御覧ください。
また、**御提出の前には、「10　提出前のチェックリスト（P13）」を御確認ください。**

※自社作成の申告書を使用される場合は、所有者コード等の確認のため、**京都地方税機構から送付している申告書用紙や申告案内ハガキを添付してください。**

※申告書用紙等は、京都地方税機構のホームページからダウンロードできます。
ホームページURL ： https://www.zeimukyodoka.jp/

京 都 地 方 税 機 構

《 目 次 》

1　償却資産とは……　1

2　償却資産の申告について……　1

3　申告区分と提出書類について……　6

4　課税標準額等の算出方法について……　6

5　軽減措置等について……　8

6　申告をされない場合又は虚偽の申告をされた場合……　8

7　申告内容の確認調査について……　8

8　個人番号・法人番号について……　9

9　申告書等の記入例……　10

10　提出前のチェックリスト……　13

１ 償却資産とは

償却資産とは、**土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます（地方税法第 341 条第４号）。

なお、ここでいう「事業」とは、一般に一定の目的のために、一定の行為を継続的、反復的に行うことをいい、必ずしも営利又は収益を得ることを直接の目的とすることを要しません。

また、「事業の用に供することができる」とは、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供し得ると認められる状態にあれば足り、現に事業の用に供しているか否かは問われません。

２ 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和９年１月１日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、**次の方も申告が必要です。**

ア　償却資産を他に賃貸している方

イ　所有権移転外リースの場合は、償却資産を所有している貸主の方

※「所有権移転外リース」とは、リース期間終了後に所有権が借手側に移らないものをいいます。

ウ　所有権移転リースの場合は、原則として償却資産を使用している借主の方

※「所有権移転リース」とは、リース期間終了後に所有権が借手側に移るものをいいます。

エ　割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方

オ　償却資産の所有者がわからない場合は、使用している方

カ　償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告してください。）

※人格を有していない任意の集まり(〇〇利用組合)等の場合は、代表者の方のお名前で申告されるか、共有者全員の連名で申告してください。

キ　内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の方をいいます。

★　廃業や移転等により全ての償却資産が減少された方

※申告書の「18 備考」欄の「3.廃業/移転/合併/(　)(　年　月　日)」の該当するものを〇で囲んで、その年月日等を記入して提出してください。

★　申告書が届いた方で償却資産を所有されていない方

※申告書の「18 備考」欄の「2.該当資産なし」を〇で囲んで提出してください。

(2) 申告の対象となる資産

令和９年１月１日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、**次に掲げる資産も申告が必要になります**ので、御注意ください。

ア　償却済資産（耐用年数が経過した資産）や建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産であっても、現に事業の用に供している資産

イ　遊休又は未稼働の状態だが、いつでも稼働可能な状態にある資産

ウ　改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）

エ　福利厚生の用に供するもの（社員寮や社員食堂の厨房設備等）

オ　使用可能な期間が１年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却（本来の耐用年数により）しているもの　(*1)

カ　租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

（例）・中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産　(*2)

・国家戦略特区税制適用資産（租税特別措置法第 42 条の 10）

注：(*1) 及び (*2) については、本ページ＜参考＞少額の減価償却資産の取扱いを御参照ください。

(3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア　自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：小型フォークリフト等）

イ　無形固定資産（例：アプリケーションソフトウエア、特許権、実用新案権等）や生物（ただし、備品として有する熱帯魚等を含む観賞用・興行用のものは申告対象）、立木、果樹

ウ　繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）

エ　用途廃止資産（解体されていないだけで、今後も使用されないもの等）

オ　取得価額が 10 万円未満で一時に損金算入したもの、取得価額が 20 万円未満で３年で一括償却したもの（*3）

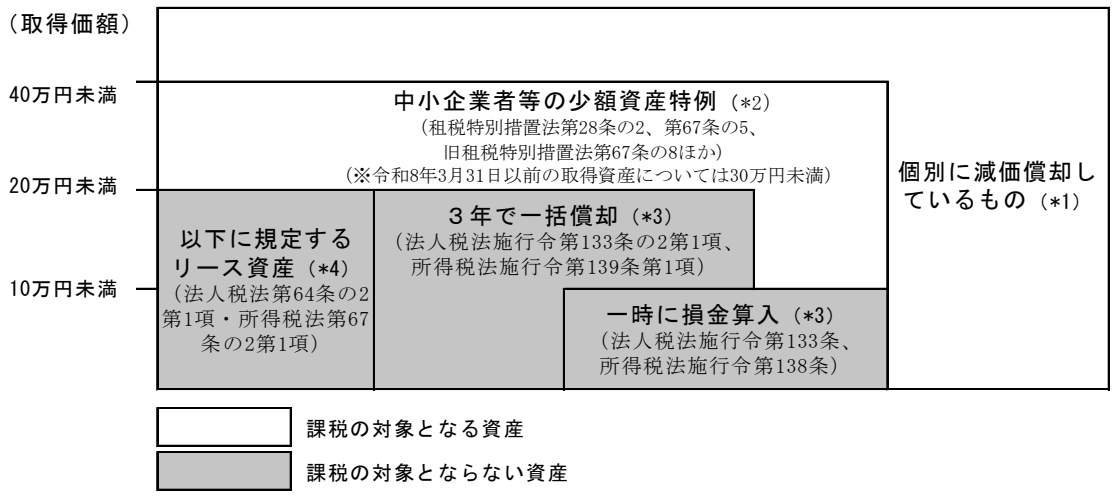
カ　取得価額 20 万円未満で法人税法第 64 条の２第１項、所得税法第 67 条の２第１項に規定するリース資産（*4）

注：(*3) 及び (*4) については、以下の＜参考＞少額の減価償却資産の取扱いを御参照ください。

＜参考＞少額の減価償却資産の取扱い

「少額資産」は税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて取扱いが異なります。

課税（申告）対象については、以下を御覧ください。



(4) 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類	主な償却資産の例示
1 構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、屋上看板等広告設備、ゴルフ練習場設備等、建物附属設備（受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、テナント内装・内部造作等）、固定資産税で家屋として取り扱わない建築物・工作物等
2 機械及び装置	医療機械、工作機械、印刷機械、ブルドーザー・パワーショベル等の土木建設機械、クレーン・コンベアの装置、工場の受変電設備、太陽光発電設備、立体駐車場の機械装置等、各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）等
3 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具	道路運送車両法に規定するフォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、各種運搬具（自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く）等 [注１]道路運送車両法に規定する小型特殊自動車は、軽自動車税の対象となるため申告の必要はありません。 [注２]道路運送車両法上の大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別について フォークリフト等で次の要件をすべて満たすものは、小型特殊自動車となります。 ①長さ 4.7m 以下　②幅 1.7m 以下　③高さ 2.8m 以下　④最高速度 15km/h 以下 ※農耕作業用自動車については、最高速度 35 km/h 未満のもの
6 工具、器具及び備品	机・椅子、キャビネット、テレビ、冷蔵庫、パソコン、ＬＡＮ設備、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

(5) 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の例示
共通	受変電設備、太陽光発電設備、看板、ネオンサイン、屋外広告、駐車場設備、舗装路面、外灯、テナント内部造作、緑化施設、外構工事（フェンス・植栽）、キャビネット、応接セット、コピー機、パソコン、ルームエアコン、テレビ、レジスター、机・椅子、プリンター、ＬＡＮ設備等
飲食業	カウンター、室内装飾品、カラオケ機器、自動販売機、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、厨房設備、製麺機、日よけ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、理容・美容機器、給湯器、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、ボイラー、スリーブ、ビニール包装設備等
ホテル・旅館業	客室備品（冷蔵庫、ベッド等）、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、自動販売機、電話交換設備、洗濯設備等
医療・薬局業	医療機器（ベッド、エックス線装置、調剤機器、心電計、消毒用殺菌器、手術台、歯科診療用ユニット、光学検査機器、保育器、顕微鏡等）、冷蔵庫、陳列ケース、薬品戸棚、厨房設備、待合室用椅子等
小売業	ショーケース、陳列ケース、冷凍ストッカー、日よけ、衝立、冷蔵庫、照明設備、電子秤、自動販売機等
ガソリン給油業	地下タンク、計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、洗車機、独立キャノピー、検査工具、自動販売機、防壁、消火器、構内舗装等
自動車修理業	旋盤、プレス、リフト、チェーンブロック、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、塗装設備、各種工具等
金属製品組立加工業	旋盤、プレス、ボール盤、フライス盤、シャーリング、カッター、コンプレッサー、溶接機、グラインダー、塗装設備、ベルトコンベア、各種工具等

業　種	主な償却資産の例示
建設業	土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等）、大型特殊自動車、発電機等
不動産貸付業	金属造・コンクリート造の塀、側溝、屋外の電気・ガス・給排水設備、立体駐車場の機械装置、ターンテーブル等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、ボウリング場設備、ゴルフ練習用設備等
農業	ビニールハウス、家屋に該当しない作業小屋・倉庫・物置、井戸、ポンプ、永久棚、農業用機械設備（ビニールハウス用電源、発電機、もみすり機等）、農業用器具、農耕用車両（小型特殊自動車に該当しないもの）、陳列棚等

(6) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

《家屋と設備等の所有者が同じ場合》

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

《家屋と設備等の所有者が異なる場合》

賃借人（テナント）等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産として申告してください。

＜家屋と償却資産の区分例＞

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者		
			同じ		異なる
			家屋	償却資産	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎	◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎	◎
	中央監視設備	設備一式		◎	◎
	電灯コンセント照明器具設備	屋外設備一式		◎	◎
		屋内設備一式	○		◎
	電力引込設備	引込開閉器盤及び屋外の配線		◎	◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎	◎
		配管・配線、端子盤等	○		◎
	ＬＡＮ設備	設備一式		◎	◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎	◎
		配管・配線等	○		◎

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者		
			同じ		異なる
			家屋	償却資産	償却資産
電気設備	インターホン設備	集合玄関機（注）、親機・子機等	○		◎
	監視カメラ（ＩＴＶ)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎	◎
		配管・配線等	○		◎
防災設備	避雷設備	設備一式	○		◎
	火災報知設備	設備一式	○		◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎	◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○		◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込設備、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器等)		◎	◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○		◎
	ガス設備	屋外設備、引込設備、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		屋内の配管等	○		◎
	衛生器具設備	設備一式(洗面器、大小便器、浴槽等)	○		◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型・据置型等)、特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎	◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○		◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・旅館・病院等)、寮・社員食堂等の厨房設備		◎	◎
		上記以外の設備	○		◎
	その他	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、ＰＯＳシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎	◎
外構工事	外構工事	門・塀・緑化施設、アスファルト舗装等		◎	◎

（注） 平成 26 年 12 月 31 日以前に取得した集合玄関機等は、所有関係に関わらず、償却資産の対象となります。

3 申告区分と提出書類について

(1) 一般の申告方法 （書類の提出による申告）

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類		
		令和9年1月1日現在において所有されている**全ての償却資産**	令和8年1月2日から令和9年1月1日までの間に**増加又は減少した償却資産**	償却資産申告書	種類別明細書	
					増加資産・全資産用	減少資産用
一般方式（注1）	初めて申告される方	○		○	○	
	全資産申告をお願いした方					
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方及び該当する資産のない方			○(注3)		
	廃業又は移転により全資産が減少した方		○	○(注3)		○
電算処理方式（注2）	初めて申告される方	○		○	○	
	前年度以前に電算処理方式により申告した方	○	△(注2)	○	△(注2)	△(注2)
	廃業又は移転により全資産が減少した方			○(注3)		

(注1) 「一般方式」とは、初年度に全資産を申告し、次年度以降は増加又は減少した資産だけを申告する方式です。評価額等の計算は京都地方税機構で行うため記入不要です。

(注2) 「電算処理方式」とは、毎年、全資産について評価額等を算出し申告する方式です。増加又は減少した資産がある場合は、その内容が分かる種類別明細書の提出に御協力ください。

(注3) 償却資産申告書「18 備考」欄の該当する部分を○で囲んでください。

★償却資産申告書及び種類別明細書は、京都地方税機構のホームページからダウンロードできます。

★自社作成の申告書で申告をされる場合は、**用紙のサイズはＡ４**としてください。また、所有者コード等を確認するため、**京都地方税機構から送付された申告書用紙等を添付**してください。

★京都地方税機構から申告案内ハガキが送付されている場合は、その**ハガキを添付**してください。

★申告書等の控えの返送が必要な場合は、申告書等の控え（写しをとったもの等）及び返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封してください。**返信用封筒等の同封がない場合、返送いたしかねます。**

(2) 電子申告（インターネットによる申告）

固定資産税（償却資産）、法人住民税及び個人住民税(給与支払報告書等)で電子申告（ｅＬＴＡＸ）が御利用いただけます。

○ ｅＬＴＡＸの御利用に関するお問合せ先等は次のとおりです。

ｅＬＴＡＸホームページ・・・https://www.eltax.lta.go.jp/

★申告データの提出先は、資産が所在する市町村を選択してください。

4 課税標準額等の算出方法について

＜評価額の算出方法＞

一品ごとに次の算式により１月１日現在の評価額を算出します。

（前年中に取得した資産） 評 価 額 ＝ 取 得 価 額 ×（１－減価率／２）

（前年前に取得した資産） 評 価 額 ＝ 前年度の評価額 ×（１－減価率）

★１月１日取得の資産については、前年中に取得した資産として扱います。

★算出した評価額が取得価額の５％を下回る場合は、取得価額の５％の額が評価額となります。

＜減価残存率表＞

減価率ｒは『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に定める減価率で、平成19年度税制改正前の定率法である「旧定率法」を適用します。

減 価 残 存 率 表

耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得
	r	1－r/2	1－r
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
30	0.074	0.963	0.926
40	0.056	0.972	0.944
50	0.045	0.977	0.955

※資産ごとの耐用年数については、国税庁のホームページなどを御参照ください。

＜国税の取扱いとの主な違い＞

項　　目	固定資産税（償却資産）での取扱い	提出いただく添付書類
圧縮記帳の制度	認められません	ありません
即時償却	認められません 課税対象となります	ありません
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産	認められません 課税対象となります	ありません
特別償却・割増償却	認められません	ありません
増加償却	認められます	税務署長への届出書の写し
評価額の最低限度額	取得価額の５％	ありません
短縮耐用年数の適用	認められます	国税局長の承認書の写し又は国税局長への届出書の写し
改良費の評価方法	区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価します）	ありません

＜課税標準額の算出方法＞

各資産の評価額を資産が所在する市町村ごとに合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000 円未満切捨て）となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

＜税額の算出と納付方法＞

上記で算出した課税標準額に、資産が所在する市町村の税率を乗じて税額を算出します。

※課税標準額が 180 万円（免税点）未満の場合は、課税されません（令和９年度申告分から 150 万円→180 万円に引き上げ）。

資産が所在する市町村から送付する納税通知書（納付書等）により、納付いただくことになります。

納税通知書（納付書等）については、資産が所在する市町村の固定資産税担当までお問合せください。

５ 軽減措置等について

(1) 非課税となる償却資産について

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産には、固定資産税は課税されません。非課税該当資産を新たに取得された方又は用途等に異動の生じた方は、「償却資産非課税適用(取消)申告書」及び非課税に該当することを証する書類を御提出ください。

※「償却資産非課税適用(取消)申告書」は、京都地方税機構のホームページからダウンロードできます。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産について

地方税法第349条の３、第349条の３の４、同法附則第15条、第15条の２、第15条の３、第56条、第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。新たに申告される場合は、「償却資産課税標準の特例適用資産届出書」と添付書類を御提出ください。

※「償却資産課税標準の特例適用資産届出書」は、京都地方税機構のホームページからダウンロードできます。

６ 申告をされない場合又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び各市町村条例の規定により、過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、拘禁刑又は罰金を科されることがあります。

７ 申告内容の確認調査について

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条の規定により、償却資産の調査を実施しています。

調査のため、法人税（所得税）申告書や決算書類（減価償却資産明細書（固定資産台帳）、貸借対照表等）の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、御協力をお願いします。

調査の結果、修正申告をお願いすることがあります。また、令和８年１月１日以前に取得した課税対象の資産でこれまで申告をしていなかった資産がある場合や過去の申告内容の誤りが判明した場合は、令和９年度だけではなく、資産を取得された翌年度又は申告内容に誤りがある年度まで地方税法第17条の５第５項及び第７項の規定により、資産の取得・除却年次等に応じて過年度分についても遡及して税額の変更をすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり納期は１回となります。

8 個人番号・法人番号について

(1) 申告書への記載について

償却資産申告書の「3 個人番号又は法人番号」欄に、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を記載いただくようお願いします。

京都地方税機構においては、本人確認措置の実施による個人番号の取得と併せ、各市町村から順次個人番号の収集を行っています（番号法第14条第２項）。

これにより有効に個人番号を取得できた方については、京都地方税機構から送付された申告書に「*（アスタリスク）」が印字されています。**「*」が印字されている方につきましては、申告書御提出の際に、個人番号の記載を省略していただいて差し支えありません。なお、個人番号の記載を省略された場合は、「個人番号確認のための書類Ａ」及び「身元確認のための書類Ｂ」の提出は不要です。**

同様に、法人番号についても印字がされている方につきましては、記入を省略していただけます。

ただし、当該印字は、本人確認措置の実施による納税者の負担を軽減するための例外的な取扱いとなります。原則は、毎年個人番号・法人番号の記載が必要である点、御注意ください。

(2) 個人番号の確認方法について（法人番号を記載した申告書の場合は不要です。）

個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、次の本人確認書類等を御提示ください。郵送の場合は、本人確認書類等の写しを申告書に添付していただくようお願いします。

なお、**電子申告を御利用の場合は、電子証明等で確認しますので、郵送は不要です。**

＜本人が申告書を提出される場合＞　Ａ＋Ｂ

個人番号確認のための書類　Ａ	身元確認のための書類　Ｂ
①個人番号カード（裏面） ②通知カード（注1） ③住民票（個人番号が記載されたもの） ※①～③いずれか１つ	①個人番号カード（表面） ②運転免許証・パスポート等（注2） ※①～②いずれか１つ

＜代理人が申告書を提出される場合＞　Ａ＋Ｂ＋Ｃ

事業者の個人番号確認のための書類　Ａ	代理人の身元確認のための書類　Ｂ	代理権の保有確認のための書類　Ｃ
①本人の個人番号カード（裏面） ②本人の通知カード（注1） ③本人の住民票 （個人番号が記載されたもの） ※①～③いずれか１つ	①代理人の個人番号カード（表面） ②代理人の運転免許証・パスポート等（注2） ③代理人の税理士証票 ※①～③いずれか１つ	①税務代理権限証書 （税理士） ②委任状（注3） ※①～②いずれか１つ

（注1）当該通知カードに記載された氏名・住所等が、住民票に記載されている事項と一致している場合に限り使用できます。

（注2）健康保険証・年金手帳のように**顔写真のない本人確認書類の場合は、２点必要です。**

（注3）委任状には、「代理人の住所・氏名・生年月日・連絡先」「本人（委任者）の住所・氏名・押印・連絡先・委任事項・日付」を記入してください（様式は問いません）。

・提出日を記入してください。

・個人の場合は、住所、氏名を記入してください。
・法人の場合は、住所、法人名及び代表者名を記入してください。
※京都地方税機構から送付された申告書では、前年度申告の住所・氏名等を記載していますが、内容に変更や誤りがある場合は、該当する部分に二重線を引いて、正しい内容を記入してください。
※押印制度を廃止したため押印不要です。

・京都地方税機構から送付された申告書に記載されているコードを書き写してください。
※京都地方税機構から送付された申告書で、既にコードが記載されている場合は、記入不要です。

・マイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入してください。
※京都地方税機構から送付された申告書で、法人番号や「＊（アスタリスク）」が記載されている場合は、省略可能です。

・該当する項目のいずれかを○で囲んでください。短縮耐用年数の承認を受けている場合は「承認書」の写し、又は「届出書」の写し。増加償却を行っている場合は「届出書」の写しを添付してください。

・複数の事業を行っている場合は、主たる事業を記入してください。法人の場合は、資本金（出資金）も記入してください。

・申告される市町村において事業を開始した年月を記入してください。

・申告される市町村内における事業所等資産の所在地を記入してください。また、同一市町村内複数の所在地がある場合には、各所在地名を記入し、主たる所在地の番号を○で囲んでください。
・4ケ所以上ある場合は「18 備考」欄又は別紙に記入してください。
・事業用家屋の所有区分について、該当する方をそれぞれ○で囲んでください。

・借用（リース）資産の有無のいずれかを○で囲んでください。また、借用資産がある場合には、貸主の名称及び連絡先（住所・電話番号）を記入してください。

・増減資産のない場合、該当する資産のない場合、廃業・解散・移転した場合は該当する番号を○で囲んでください。
・その他、以下に該当する場合は記入してください。
① 住所・法人名などの変更があった場合はその年月日
② 非課税資産又は課税標準の特例適用資産を所有している場合は、その届出書、添付書類の名称
③ 短縮耐用年数、増加償却が適用されている資産を所有している場合は、その届出書、添付書類の名称
④ その他参考となる事項

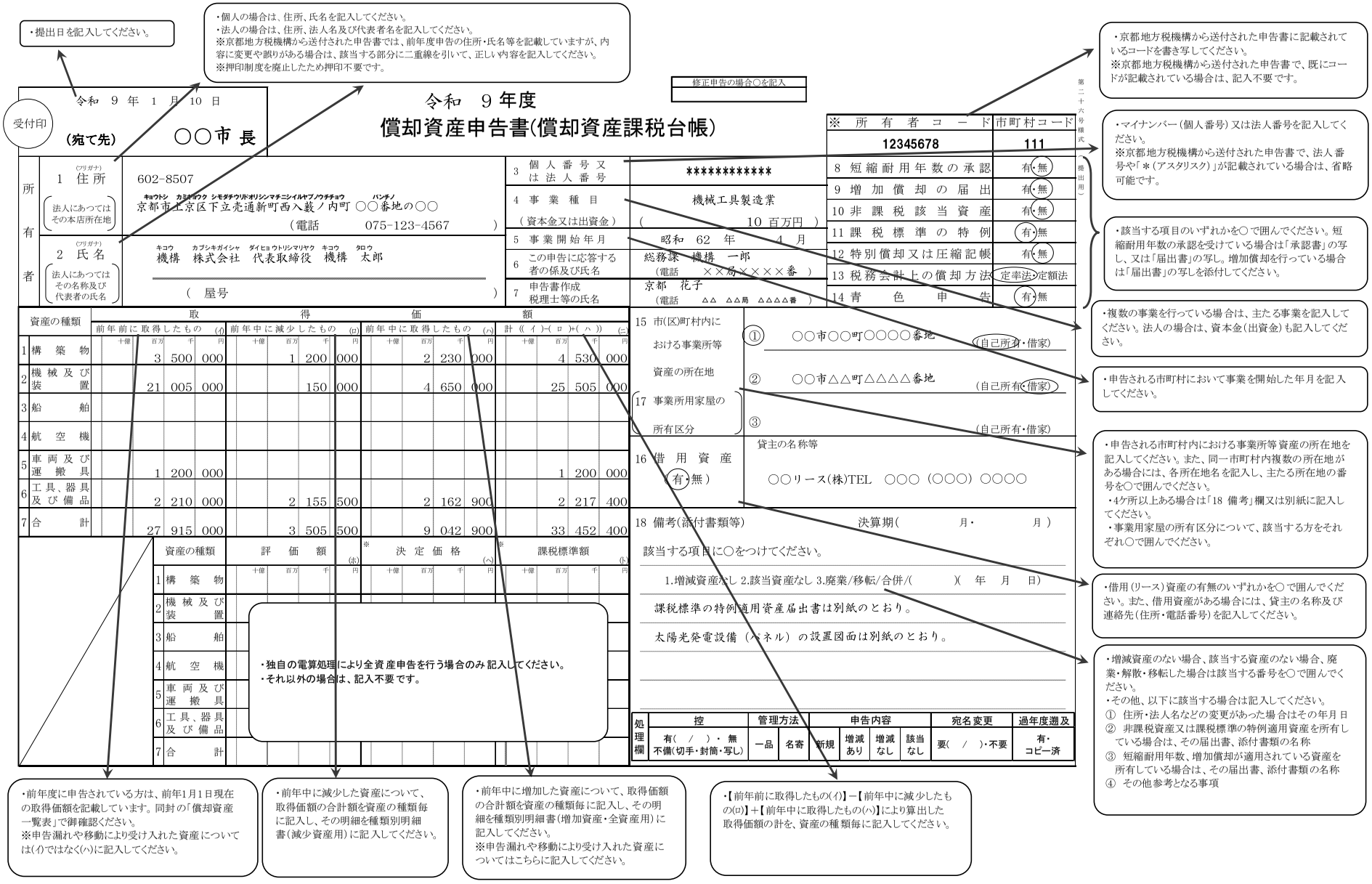
・前年度に申告されている方は、前年1月1日現在の取得価額を記載しています。同封の「償却資産一覧表」で御確認ください。
※申告漏れや移動により受け入れた資産については(イ)ではなく(ハ)に記入してください。

・前年中に減少した資産について、取得価額の合計額を資産の種類毎に記入し、その明細を種類別明細書（減少資産用）に記入してください。

・前年中に増加した資産について、取得価額の合計額を資産の種類毎に記入し、その明細を種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入してください。
※申告漏れや移動により受け入れた資産についてはこちらに記入してください。

・【前年前に取得したもの(イ)】－【前年中に減少したもの(ロ)】＋【前年中に取得したもの(ハ)】により算出した取得価額の計を、資産の種類毎に記入してください。

・独自の電算処理により全資産申告を行う場合のみ記入してください。
・それ以外の場合は、記入不要です。



・京都地方税機構から送付された申告書に記載されているコードを書き写してください。
※京都地方税機構から送付された申告書で、既にコードが記載されている場合は、記入不要です。

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和 9 年度

※ 所有者コード	市町村コード
12345678	111

市町村名	所有者名	1枚のうち
○○市	機構　株式会社	1枚目

第二十六号様式別表一

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額(イ)	耐用年数	減価残存率(ロ)	価額(ハ)	※課税標準の特例 率	※課税標準の特例 コード	※課税標準額	増加事由	摘要
01	1		アスファルト　舗装路面	1	5	8	4	2,230,000	10						① 2 3・4	
02	2		レーザー溶接機	1	5	8	7	3,200,000	10						① 2 3・4	電算処理の特例
03	2		製造機械改造	1	5	8	11	1,450,000	11						① 2 3・4	
04	6		ノート型　パソコンA01	1	5	6	2	305,100	4						1・2 ③ 4	大阪営業所より
05	6		応接セット	1	4	7	12	319,800	8						1・2 ③ 4	京都営業所より
06	6		液晶テレビ	2	4	29	12	584,000	5						1・2 3 ④	申告漏れ
07	6		ルームエアコン	1	3	63	12	454,000	6						1・2 3 ④	申告漏れ
08	6		看板	1	4	30	8	500,000	10						1・2 3 ④	取得価額の訂正
09															1・2 3・4	
10															1・2 3・4	
11															1・2 3・4	
12															1・2 3・4	
13															1・2 3・4	
14															1・2 3・4	
15															1・2 3・4	
16															1・2 3・4	
17															1・2 3・4	
															1・2 3・4	
															1・2 3・4	
															1・2 3・4	
															1・2 3・4	
			小　計					9,042,900								

記入不要

資産の名称等
・文字数が20字を超える場合は、20字以内で記入してください。

・独自の電算処理により全資産申告を行う場合のみ記入してください。
・それ以外の場合は、記入不要です。

取得価額
・該当資産の取得価額を右詰めで記入してください。
・「取得価額」は据付費など取得に要した費用を含めた金額をいいます。圧縮記帳は認められていません。

取得価額の修正
・取得価額に誤りがあり修正が必要な場合は、下記①と②の両方に記入してください。
①種類別明細書（増加資産・全資産用）に該当する資産の情報（取得価額は訂正後のもの）を記入
②種類別明細書（減少資産用）に該当する資産の情報（取得価額は訂正前のもの・資産番号）を記入
また、2枚ともに増加事由欄の4を○で囲んだうえ、摘要欄に修正の概要を記入してください。

資産の種類
・該当資産の種類を以下の数字により記入してください。
1 ＝ 構築物
2 ＝ 機械及び装置
3 ＝ 船舶
4 ＝ 航空機
5 ＝ 車両及び運搬具
6 ＝ 工具、器具及び備品

注意　「取得年月」の「年号」は、昭和＝3、平成＝4、令和＝5 と記載してください。
「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

・用紙が不足した場合は、この用紙をコピーしていただくか京都地方税機構のホームページからダウンロードしてください。
また、送付が必要な場合は御連絡ください。

種類別明細書（増加資産・全資産用）のページ数を記入してください。

取得年月
・年号は、昭和＝3、平成＝4、令和＝5と記入してください。
・取得年月とは、原則、所有権を取得した日を指します。ただし、償却資産の種類、機能、起業の形態、内容等によっては、事業の用に供することができる状況になった時期をいいます。（例：監督官庁の許認可を必要とする場合→当該許認可があった日）

耐用年数
・原則として、法人税及び所得税における法定耐用年数（「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1、2及び5～8）を記入してください。
・中古品取得又は国税局長の承認を受けた場合以外は耐用年数の短縮は認められません。

摘要
・次に該当する場合は、その旨を記入してください。
① 増加事由が 3の場合、移動による受入れ元の市町村名を記入してください。
② 増加事由が 4の場合、「申告漏れ」などその理由を具体的に記入してください。
③ 非課税、課税免除に該当する資産、課税標準の特例が適用される資産については、適用条項を記入してください。
④ 中古見積耐用年数、短縮耐用年数を適用している資産、増加償却、陳腐化償却を行っている資産については、その旨を記入してください。

増加事由
・該当するものの番号を○で囲んでください。
1 ＝ 新品取得
2 ＝ 中古取得
3 ＝ 移動による受入れ
4 ＝ その他

・京都地方税機構から送付された申告書に記載されているコードを書き写してください。
※京都地方税機構から送付された申告書で、既にコードが記載している場合は、記入不要です。

種類別明細書(減少資産用)

令和 9 年度

※ 所有者コード	市町村コード
12345678	111

市町村名	所有者名	1 枚のうち
○○市	機構 株式会社	1 枚 目

第二十六号様式別表二

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額 十億	百万	千	円	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1売却 2滅失 3移動 4その他	減少の事由及び区分 1全部 2一部	摘要
01	1	2000101 7							1	200	000			1・②・3・4	①・2	
02	2	1051701 1		1						150	000			1・2・③・4	1・②	京都営業所へ、当初取得価額450,000円、数量3
03	6	2500105 0								520	000			1・②・3・4	①・2	R元年10月滅失、申告漏れ
04	6	2600103 0								535	500			1・②・3・4	①・2	
05	6	2800105 0								800	000			1・②・3・4	①・2	
06	6	1900104 5										7		1・2・3・④	1・2	H20年度省令改正による改正漏れ、10→7へ
07	6	2800102 0	パソコン											1・2・3・④	1・2	資産の名称変更
08	2	3000100 5												1・2・3・④	1・2	資産の種類変更、6→2へ
09	6	3000101 7		4										1・2・3・④	1・2	数量訂正、1→4へ
10	1	3100201 5										20		1・2・3・④	1・2	耐用年数申告誤りのため訂正、10→20へ
11	6	3100331 5	看板							300	000			1・2・3・④	1・2	取得価額申告誤りのため訂正 300,000円→500,000円
12														1・2・3・4	1・2	
13																
14																
15																
16																
17																
18														1・2・3・4	1・2	
19														1・2・3・4	1・2	
20														1・2・3・4	1・2	
			小計						3	505	500					

抹消コード
・同封の「償却資産一覧表」を御確認いただき、減少した資産の資産番号を記入してください。
※「償却資産一覧表」に記載のない資産で種類別明細書(減少資産用)に記入する資産がある場合は、「7 申告内容の確認調査について(P8)」に記載のとおり、過年度分についても遡及して税額の変更をすることがあります。

登録内容の修正
・登録内容に誤りがあり修正が必要な場合は、06～10行目のように、資産番号と、修正箇所に正しい内容を記入し、減少の事由欄の4を○で囲んだうえ、摘要欄に修正の概要を記入してください。
※修正のない箇所は、記入不要です。

例 06行目 → 耐用年数省令改正漏れのため、耐用年数を「7」に修正
07行目 → 名称を「パソコン」に修正
08行目 → 資産の種類を「2」に修正
09行目 → 数量を「4」に修正

取得価額の修正
・ 取得価額に誤りがあり修正が必要な場合は、下記①と②の両方に記入してください。
①種類別明細書(増加資産 ・全資産用)に該当する資産の情報(取得価額は訂正後のもの)を記入
②種類別明細書(減少資産用)に該当する資産の情報(取得価額は訂正前のもの・資産番号)を記入
また、2枚ともに減少事由欄の4 を○で囲んだうえ、摘要欄に修正の概要を記入してください。

例 11行目 →取得価額の申告を誤っていたため、「500,000円」に修正する場合

・用紙が不足した場合は、この用紙をコピーしていただくか京都地方税機構のホームページからダウンロードしてください。
また、送付が必要な場合は御連絡ください。

種類別明細書(減少資産用)のページ数を記入してください。

減少の事由及び区分
・該当する番号を○で囲んでください。
・廃棄の場合は「2 滅失」としてください。
・修正事項がある場合は「4 その他」を囲んだうえで、記入例を参考に摘要欄にその概要を記入してください。

資産の一部が減少した場合の記入例
・ 数量・取得価額には、減少した分の数量・取得価額を記入してください。
・ 区分は「2 一部」を○で囲んでください。
・ 摘要欄に、減少する前の取得価額・数量を記入してください。

例 02行目 資産番号10517011
前年の1月1日には、総額450,000円で取得した3個の資産があったが、うち1個、150,000円分を京都営業所へ移動した。

減少の申告漏れがあった場合の記入例
・前年前に廃棄等をした資産で減少の申告が漏れていた場合は、摘要欄に減少した年月を必ず明記し、「申告漏れ」と記入してください。

移動や修正等の場合の摘要欄の記入例
・該当する事由に応じて、下記の内容を記入してください。
「1 売却の場合」‥ 売却先の氏名又は名称
「3 移動の場合」‥ 移動先の市町村名
「4 その他の場合」‥ その具体的事由
・耐用年数の修正が省令改正に基づく場合は、他の修正と区分する必要がありますので、「省令改正による」と記入してください。

10　提出前のチェックリスト

以下の項目について、**申告書等の提出前に御確認ください。**

≪償却資産申告書≫

	項目	チェック欄
1	所有者欄の住所、氏名、連絡先や資産所在地を記入されていますか。	
2	個人番号又は法人番号が記入されていますか。	
3	「18 備考」欄に該当がある場合は、〇をされていますか。	
4	自社作成の申告書で申告される場合は、用紙のサイズはＡ４となっていますか。 また、京都地方税機構から送付された申告書用紙等を添付されていますか。	
5	京都市へ提出する京都市所在分の資産について京都地方税機構へ提出していませんか。 （京都地方税機構では受付できません。）	

≪種類別明細書≫

	項目	チェック欄
1	所有者コードが記入されていますか（おわかりの場合は記入をお願いします）。	
2	増加（減少）資産の取得年月・取得価額・耐用年数が記入されていますか。	
3	増加（減少）事由の欄（1～4）に〇をされていますか。	
4	申告漏れの資産がある場合は、摘要欄に申告漏れと記入されていますか。	

≪添付書類≫

	項目	チェック欄
1	非課税、課税標準の特例の対象となる資産をお持ちの場合は、償却資産非課税適用（取消）申告書や償却資産課税標準の特例適用資産届出書を添付されていますか。	
2	税務署で短縮耐用年数の承認を受けた資産がある場合は、その国税局長の承認書の写し又は国税局長への届出書の写しを添付されていますか。	
3	増加償却を行っている場合は、税務署へ提出した届出書の写しを添付されていますか。	
4	京都地方税機構から申告案内ハガキが送付されている場合は、そのハガキを添付されていますか。	
5	個人が郵送で申告される場合は、本人確認書類等の写しを添付されていますか。	

≪その他≫

	項目	チェック欄
1	郵送での申告で申告書等控えの返送を希望される場合は、申告書等の控え（写しをとったもの等）及び返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封されていますか。 （申告書等の控えや返信用封筒等の同封がない場合、返送いたしかねます）	

京都地方税機構について

「京都地方税機構」は、京都府と府内の市町村（京都市を除く。）の税業務を共同して行い、納税者の利便性向上を図りながら、より一層の公平・公正な税務行政の実現をめざす広域連合です。

京都府内の市町村（京都市を除く。）の償却資産に係る事務は、京都地方税機構で一括して対応しております。

償却資産に関するお問合せ先や、申告書等を京都地方税機構に提出される場合の提出先は以下のとおりです。

<u>※申告書等の提出先について、郵送で提出される場合は「業務課　償却資産担当」、窓口に来庁される場合は「申告センター」になりますので御注意ください。</u>

＜申告書等の提出先（郵送）、問合せ先＞

〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町　京都府庁旧本館２階

京都地方税機構事務局　業務課　償却資産担当　　電話：075-414-4503

＜申告書等の提出先（持参）＞

京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2　京都府庁西別館４階

京都地方税機構　申告センター

＜受付時間＞　8:30～17:15（土曜日・日曜日・年末年始（12月29日から１月３日まで）及び祝日を除く）

＜地図＞



（京都府庁）



＜アクセス＞

地下鉄：京都駅から市営地下鉄烏丸線「丸太町」下車、又は二条駅から市営地下鉄東西線乗車、「烏丸御池」で烏丸線に乗換え、「丸太町」下車、徒歩 10 分

市バス：三条京阪から 10 系統、京阪神宮丸太町から 93 系統、202 系統、204 系統、「文化庁前・府庁前」下車徒歩５分

〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
　京都府庁旧本館２階
京都地方税機構 業務課 償却資産担当行
「償却資産申告書等在中」

郵送で申告書等を提出される場合は、
「宛名ラベル」として切り取って
封筒に貼付し、御利用ください。